

第1回市民参加推進委員会 会議録（概要）

- 1 日 時 平成29年4月17日（月）午前10時～正午
- 2 場 所 流山市役所第1庁舎 庁議室
- 3 出席委員 井原委員、吉永委員、秋山委員、今村委員、國府田委員、森委員、山中委員、上平委員、和田委員、坂井委員
- 4 傍聴者 1名
- 5 事務局 井崎市長、市民生活部湯浅部長、コミュニティ課樋口課長、竹之内課長補佐、川名係長、山村主事、川島事務員
- 6 協議事項
 - (1) 委嘱式
 - (2) 市長からの諮問について
平成28年度の流山市市民参加条例の運用に関する評価及び改善について（諮問）
 - (3) 今後のスケジュール等について
 - (4) その他
- 7 協議内容
各協議決定事項は次のとおり決定した。なお、各協議事項の概要は別紙のとおり。
 - (1) 市長からの諮問について
市長より、当委員会に「市民参加をより一層推進していくため、平成28年度の流山市市民参加条例の運用に関する評価及び改善について」の諮問が提出された。
 - (2) 評価対象事業及び審議方法について
 - ・評価対象事業は、12事業（10担当課）。
 - ・審査方法については、評価対象事業全てをヒアリングによる審査とする。
 - (3) 今後のスケジュール等について
ヒアリングの協議等のスケジュールについては次のとおり
第2回（平成29年5月22日（月）午前9時30分～）ヒアリング
第3回（平成29年6月19日（月）午前9時30分～）ヒアリング
第4回（平成29年7月10日（月）午前9時30分～）評価シートの作成
第5回（平成29年8月21日（月）午後2時～）答申の作成及び提出

(1) 市長からの諮問について

市長より、当委員会に「市民参加をより一層推進していくため、平成28年度の流山市市民参加条例の運用に関する評価及び改善について」の諮問が提出された。

(2) 評価対象事業及び審議方法について

<ヒアリング事業の抽出について>

事務局

評価対象事業は、全12事業となる。

昨年度同様、ヒアリングする事業を抽出し、抽出外の事業については評価シートのみでの評価でよろしいか。なお、この場合のヒアリング時間は、1事業につき25分程度を予定している。

了解頂いた後、抽出する事業についてご審議頂きたい。その案として、12事業のうち8事業を事務局案として抽出した。

8事業の抽出理由は、市民生活に直結し影響の高い事業について抽出している。あくまでも事務局案のため、委員会で審議いただきたい。

委員A

評価シートのみでの事業と、ヒアリング対象事業の違いは何か。市民生活に直結するか否かとのことだが、すべての事業が市民に関係あるので、時間的制約で分けるのはいかがなものか。

委員長

事務局抽出事業の対象は、市民全員に関係する事業を抽出しており、対象が絞られる事業については抽出外となっている。ただ、間接的には市民にかかわってくるので、そのことも踏まえて抽出事業について意見願う。

委員B

抽出の有無に関わらず、去年は事前に質問し回答をもらっていたが、今年度も同様か。

事務局

全事業について、事前に質問を受けて回答をお配りする予定。事前に質問を受けて進めることで充実した審議になると考えている。

委員C

抽出するか否かは、①抽出して審議。②抽出せず全てヒアリングを行い、1事業の時間を短縮する。③全てヒアリングを行い、時間も拡大する。という3つの選択肢に大別されると考えるが、どうか。

委員D

全部ヒアリングを行う場合、2日間で6事業ずつ行うことになると思うが、事務局が抽出した事業に時間をかけるということの良いのではないか。抽出外の事業も行う場合、時間の比率を変える、もしくは事前のアンケートのみでやり取りが終わる可能性もある。

委員長

全てヒアリングを行う場合、ウエイトを変えるということか。

委員D

事業内容を見ると、事務局抽出事業の方が市民に関わっていると思われるので、その他の事業は25分も必要ないのではないか。

委員E

上下水道局経營業務課の給水条例の一部改正は、事業者向けの内容だが、以前この委員会において市民向けの説明があった方が良いのではないかという意見を出した経緯がある。今回はそれについての改正だと思われるので、時間は取らなくてもそのことについて質問したい。

委員D

前は対象事業が多かったため、止むを得ずヒアリング対象事業を抽出した。今回は12事業なので、ウエイトを変えて全て実施しても良いのではないか。活字のみとヒアリングでは印象が変わるので、配分を変えて全てヒアリング実施が良いのではないか。

委員長

事務局として、全事業ウエイトを変えてヒアリングするのは可能か。

事務局

以前、1事業につき10分から15分ほどでヒアリングをしたことがある。

同じ課で複数の事業が出ている課を合わせてヒアリングするなど工夫すれば可能と思われる。

委員長

主要事業は20分、その他の事業は10分のように時間を変えることは可能か。

事務局

主要事業に関しては、複数の事業がある課をまとめるなど、調整していけば可能。

委員F

以前はあまり質問も出なかったが、慣れてきて質疑が増え、時間が足りない。時間の制約があるなら事業を絞る必要があるのではないか。

委員A

12事業を示されて、本日中に抽出するのは難しい。全部行うという意見もあるが、例えば「流山市手数料条例の一部を改正する条例」は対象が建築事業者(家の建て主)と、非常に限られた範囲にしか影響がないものであり、これを一律に考える場合時間が足りない。我々もそれぞれの事業について理解したうえで判断しないと難しい。

時間も限られるため、事務局抽出の事業のみでやむを得ないのではないか。

委員D

主要事業のみ行う場合、都市計画課をまとめれば時間的余裕もできるので、主要事業以外もヒアリングできるのではないか。

委員長

環境政策・放射能対策課の2事業も1つにまとめられる。都市計画課の時間を短縮すれば他もヒアリングできるのではないか。

委員F

ヒアリングを行うか否か分けた場合、事業担当部署にとっては不満になるのではないか。線引きの基準は何なのか。

委員長

1つは影響の範囲。もう1つは、国や県から降りてきた事業で、市ではどうしようもない事業をヒアリングして審議するのはどうなのかという話があった。

事務局抽出事業はあくまでも行政側の素案として考えたい。

都市計画課の2事業はまとめてヒアリング時間を短くしていただき、他の事業に時間を使うということでしょうか。

委員B

国や県などの上位計画に基づく事業は、どう告知したかのみでの審議になるので審議自体は短くできるのではないかと。

「第10次交通安全計画」は上位計画に基づいて行っているため、審議は短くできるのではないかと。

委員G

12事業をまとめると10課になるので、1課20分ほどでヒアリングし、上位計画に基づく事業は10分程度でヒアリングすれば議論する時間ができるのではないかと。

個人的には全部ヒアリングした方が良く考える。質問事項が少ない部署は早めに終え、多い課はしっかりヒアリングする。20分で終わらない事業は25分に延長すれば一通り議論できるのではないかと。

副委員長

「TX沿線整備地区の字の区域及び名称変更事業」は、以前にヒアリングしているが再度行う必要があるのか。再度行う場合は、1回目の結果を踏まえた上で、ヒアリングする必要がある。そうでなければ今回呼ぶ必要はないのではないかと。

委員F

ヒアリングするか否かを委員会で決めるのは如何なものか。過去4年間、対象事業全てをヒアリングしてきた。ヒアリングを行わない場合、事業担当部署が不快感を覚えるかもしれない。

副委員長

例えば建築住宅課の事業に関しては、市民参加の手法になじまないという見解もあるようなので、呼ばないからと言って担当部署が不満に思うことはないと思われる。

委員F

その都度、ヒアリングするかどうかを検討するのではなく、結果がどうであれ内容を聴くだけでも良いのではないか。

副委員長

呼ぶのは構わないが、呼ばれなかった課が、なぜ呼ばれなかったかという意見を言うのは違っており、委員会として呼ぶべきだから呼んだと言わなければならない。呼ばないと担当課が不満に思うから呼んだというのとは異なる。

委員F

呼ぶかどうかの線引きを委員会が決めるということに違和感を覚える。呼ばない場合、委員会が理由を説明しなければならない。呼ぶかどうかを決めるには事業内容を勉強しなければならず、そうでなければ話を聴くべき。

委員長

全部ヒアリングする場合、一度ヒアリングを行った事業はどうするのか。

事務局

「TX 沿線整備地区の字の区域及び名称変更事業」は、前回は西平井鱒ヶ崎地区のため別地区である。別地区で同じ内容の議論になる。

委員G

地区が違うのであれば、同じように実施されているか、前回と違いがあるならなぜなのか確認する必要がある。

委員長

全体の意見として、全数を上手く運用してヒアリングを行うということだが、担当部署に待ち時間が発生する可能性がある。

委員D

事前の質問数を見て時間の調整ができないか。

一度行っている事業は短くし、2つの事業が該当している部署は合わせて短くするなど考えてはどうか。

委員長

12事業を2日間で6事業ずつに分けるということになるのか。

委員 F

事務局に時間割を作ってもらってはどうか。

事務局

事務局でスケジュールを作成し、お示しする。

委員長

6事業ずつで分け、スケジューリングは事務局にお任せするというで良
いか。

事務局

事務局で6事業ずつに分けた上で、内容に応じて時間を配分させていただく。
基本的には市民生活に直結し影響の高い事業は厚めに時間を取る。

質問をメインにするべきだと考えているので、事業概要の説明と資料を担当
部署から提出してもらった後、各委員にメール送付し、それを基に質疑を作成し
ていただく。それに対する回答を踏まえてヒアリングに臨む形をとれば、質疑と
回答の時間を多く確保できる。

事業者が対象となる事業も、市民参加条例の対象としてあげているので、本当
に相応しいかどうかとも検討していただければと考えている。

委員長

ヒアリングは全てを対象とし、時間配分は事務局に任せるということでよろ
しいか。

今後の委員会の実施時間と5回という回数は了解いただけるか。

気になる点については、個人的に確認したり、現場に見に行っていたきたい。

<異議なし>

<評価シートについて>

委員長

評価シートについて説明頂きたい。

事務局

これまで評価シートの各項目に意見をいただいていたが、評価判断の明確化
とシート記入の簡素化を図るべく、「①市民参加の方法の選択について」「②市民
参加の方法のスケジュールの妥当性について」「③事業の内容や市民参加の仕組
みに対する市民等への情報提供について」といった項目を「A」「B」「C」「D」

の4段階評価とし、④「改善点」と「総評」を統合して「コメント」欄に、⑤「評価」を「総評」欄にそれぞれ修正する形で提案したい。

委員長

シートの簡略化についてどうか。

委員G

新しいシートは、同じことを何度も書かずに済むので良い。ただ、総評の「D」については「+」も「-」も必要ないのではないかな。

委員E

コンパクトになって良いと思う。最後にまとめてコメントするほうが書きやすい。また、「D」は「+」も「-」も無くて良いと思う。

委員C

③の評価基準において、「A」「B」「C」ともに「専門用語や行政用語が使用されていない」と断言するのではなく、「極力使用されていない」などの表現が良いのではないかな。

委員A

専門用語や行政用語を使用した場合は、説明を付け加えれば良いのではないかな。また、④コメントについては、今までは総評についてのコメントを記入していたが、今回は総評についてのコメントを記入したうえで①、②、③の項目についても言及して良いという認識でよろしいかな。

副委員長

総評を先に、コメントを後にした方が分かりやすいのではないかな。

委員長

④コメントと⑤総評の順序を逆にすることで良いかな。

副委員長

「A」の評価基準が「他事業の模範となる」とあるのは明確な基準であり「S」ともいえる評価基準である。そう考えると「A」の「-」というのはどうなのか。「A」も「+」「-」はなくても良いのではないかな。「A」の「-」と「B」の「+」はほとんど一緒なのではないかな。

「A」は「A」として、そうは言えないものはすべて「B」にしてはどうか。

委員長

そうなると「B」が多くなってしまわないか。「A」が絶対だとするとつけづらくなってしまふ。

委員C

模範といっても全てが良いとは限らないので、「－」があっても良いのではないか。

委員長

シートの評価基準がきっちりしすぎているのではないか。

委員C

「A－」がないと、「B＋」はなんとなく良いが、Aほどではないというニュアンスになり「A」を避ける結果になってしまうのではないか。

副委員長

そう考えると、「A－」という評価があっても良いか。

委員D

「A」のみだとすると、「A」「B＋」「B－」「C＋」「C－」での5段階の評価ができるということになるがどうか。

委員長

一般的には奇数の方が評価しやすい。ただ、今の議論の場合「A」「D」を除くと4段階の評価になる。

委員C

①、②、③の評価に基づいて総評をつけるなら、「A」にも「＋」「－」はあつた方が良いのではないか。仮に「A」のみなら、それぞれの評価が「A,A,A」のみの場合しかないことになり、「A,A,B」の場合「B＋」という評価になると考えられるが、その場合は「A－」という評価をつける方が適切ではないか。

委員D

「D」は基本的には除外するものとして考えるのであれば、「A」「B」「C」そ

れぞれに「+」「-」があった方が良いのではないか。

委員G

(個別項目の評価が)「A,A,A,」なら(総評は)「A+」、(個別項目の評価が)「A,A,B」なら(総評は)「A」、(個別項目の評価が)「A,B,B」なら(総評は)「A-」という捉え方で良いのではないか。その方が「A」もつけやすいのではないか。

「D」は3つの項目の中に1つでも「D」がつけば、総評の評価でも「D」になると考えられる。

委員長

それでは、「D」は評価一つで、その他の評価に関しては「+」「-」をつけるということで良いか。

<異議なし>

<今後のスケジュールについて>

委員長

次回の審議スケジュールは、

第2回(平成29年5月22日(月)午前9時30分～)ヒアリング

第3回(平成29年6月19日(月)午前9時30分～)ヒアリング

第4回(平成29年7月10日(月)午前9時30分～)評価シートの作成

第5回(平成29年8月21日(月)午後2時～)答申の作成及び提出

としたい。

<異議なし>

<過年度の答申書の結果の反映について>

委員F

これまでに提出している答申の内容は、事務局として担当部署にどういう形で伝えているのか。

事務局

答申の内容はコミュニティ課から各部署に通知している。

昨年度の答申の中で、パブリックコメントの入手先を確認した方が良い、という意見を頂き、昨年9月からパブリックコメントの意見書の様式を統一した。さらに実施結果シートには、パブリックコメントの結果として件数と情報の入手

先を記載するようになった。

また、事業の概要を提示できるようにとの意見についても、パブリックコメントの表紙を置いて概要版を添付するのみだったものを、昨年12月のパブリックコメントから概要版と意見書を自宅に持ち帰って意見が書けるようにするなど、市では答申を受けて対策を実施している。

委員F

パブリックコメントは市民参加の最も代表的な方法であるにも関わらず、平成27年度は0～2件で平成28年度も非常に少なく、効果が上がっていないのではないかと。担当部署では、答申を受けて市民からパブリックコメント実施時に意見を出してもらいやすくする工夫をしているのか。このままでは、今回もパブリックコメントの問題が出てくるのではないかとということもあり質問したが、理解できた。

<対象事業のチェック機能について>

委員G

本来、対象事業としてあがってくるべきものが漏れている場合、それをチェックする部署はあるのか。以前は多くの事業があがっていたのに対し、今回は12事業と少なく、漏れている可能性があるのではと考えている。

委員長

もう1つ事務局に質問したい。事業の抽出基準はどうか。影響の範囲の問題か。

事務局

市民参加条例の対象事業は、市民参加条例第5条に規定されている。条例や規則に関しては、担当部署が総務課と協議をしており、その際に市民参加条例の対象か否かの判断もある。それ以外の事業は、担当部署からコミュニティ課に相談いただき、内容を確認している。

委員G

総務課とコミュニティ課でダブルチェックをし、漏れることはないという認識で良いか。

事務局

条例・規則については総務課も関わるので、コミュニティ課とダブルチェック

になるが、全ての事業がそうになっているということではない。条例と規則に関わらない事業等については、担当部署からの相談のみである。

委員長

条例・規則を作ることに关しては総務課を通し、条例等を作らないものについてはコミュニティ課に相談があるということだと、漏れることもあるのではないか。

事務局

整理すると、条例や規則を作る場合には、総務課での事前協議があり、その中で市民参加の手法の対象となる条例かどうか判断するところがある。そこは総務課で市民参加条例第5条に基づいてチェックする。条例と規則以外の案件は、担当部署にて対象かどうか判断する。判断に困る場合は、コミュニティ課で相談を受けて、市民参加の対象であると判断した場合は複数以上の市民参加の手法を用いて行うことになる。そういう意味では、各担当部署の行う1つ1つの事業について、市民参加の対象事業かどうか判断するチェック機能はない。

委員G

つまりコミュニティ課のみのチェックということか。

事務局

相談があれば対応するが、総務課での事前協議もなく、コミュニティ課にも相談のない事業は分からない。

委員E

規則の変更以上の大きなことについては総務課を通すということが良いか。

ただ、例えばプロジェクターの料金改定のような、規則ではない料金改定が発生した場合には担当課から相談を受けるということか。

事務局

料金改定は手数料条例の改正になるので、市民参加の対象事業になる。